

診療所新規開設（個人医師・歯科医師開設 無床診療所）届出時の注意事項

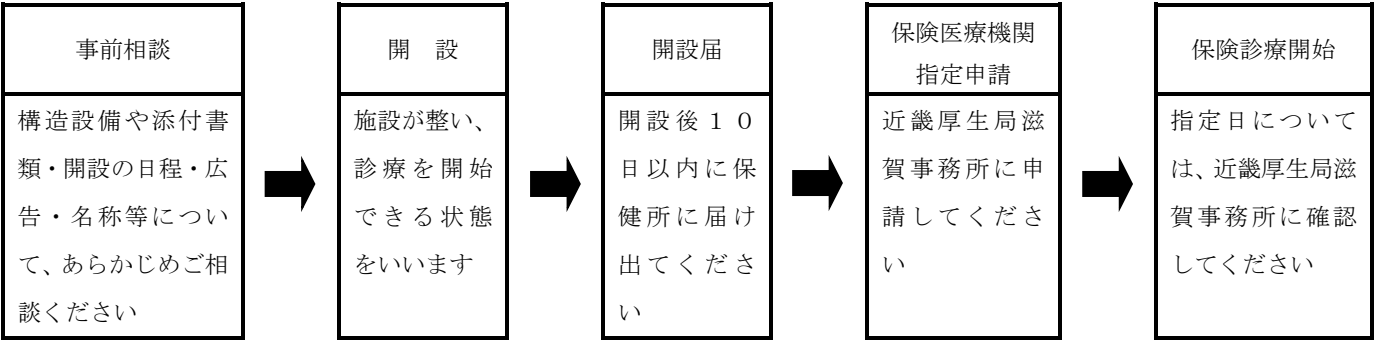
診療所を開設する方へ

- ① 事前に施設の図面を持参し、保健所にご相談ください（来所の際は、必ず電話による事前予約をお願いします）。施設基準の事前確認及び添付書類の説明をいたします。
- ② 保険医療機関指定及び保険医登録手続きについては、近畿厚生局滋賀事務所（077-526-8114）にお問い合わせください。
- ③ 届出書類は津市役所ホームページからダウンロードできます。
（津市役所HP → 健康・医療 → 医療 → 医事薬事 → 許可可・届出
→ 医事関係届出様式【診療所・助産所開設等】関係の申請書・届出書）

◎ 開設届 …… 開設後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
診療所開設届（様式第5号）		1 診療所の名称については、あらかじめ保健所に確認してください。 2 医師又は歯科医師1人に対する主たる診療科目は、原則2つ以内です。
添 付 書 類	開設者医師・歯科医師免許証の写し	原本照合が必要となるため、免許証の本証を持参してください。
	開設者医師・歯科医師臨床研修等修了登録証の写し	H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は、修了登録証本証を持参してください。
	開設者医師・歯科医師の退職証明書の写し	前勤務先から退職証明を取得してください。
	従事医師・歯科医師の免許証の写し	原本照合が必要となるため、免許証の本証を持参してください。
	従事医師・歯科医師臨床研修等修了登録証の写し	H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は、修了登録証本証を持参してください。
	敷地周辺見取図	周辺道路等と診療所の位置関係がわかるものを提出してください。
	敷地の平面図	敷地と建物の位置関係がわかるものを提出してください。別区画に駐車場等を保有する場合、当該敷地も対象となります。
	建物の平面図	各部屋の用途及び面積、診察台・機器類の配置、外気開放位置及び換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	（新たに建物を築いた場合） ・確認済証の写し ・引渡書の写し	診療所開設に伴い新たに建物を築いた場合、建築基準法の観点からの確認が必要となるため、確認済証及び引渡書の写しを提出してください。
	（土地・建物・駐車場等を賃借する場合） ・賃貸借契約書の写し	診療所専有部分について賃借する場合、賃貸借契約書の写しを提出してください。
土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）		土地及び建物の所有権及び各種面積等の確認のため、土地及び建物の登記事項証明書を提出してください（法務局）。
（住居表示実施区域の場合） ・住居表示証明書 又は 住居番号付定通知書の写し		診療所の所在地が住居表示実施区域の場合、診療所の建物にかかる住居表示証明書又は住居番号付定通知書の写しを提出し、証明書・通知書の住所を開設場所として届け出てください（市役所戸籍住民課又は各支所（市民センター）で取得できます）。

◎ 手続きの流れ



◎ 開設後の実地検査について

開設届受理後、7～10 開庁日を目安に実地検査を行います。検査時の確認事項は、以下を参照してください。

診 察 室	・適切な面積を有しているか ・廊下・待合室と診察室の区画が明確になっているか
待 合 室	・適切な面積を有しているか
調 剤 室	・適切な面積を有しているか ・採光・換気が十分であり、かつ冷暗所が設けられているか ・調剤に必要な器具が備えられているか
エ ッ ク ス 線 診 療 室	・「管理区域」の標識及び「使用中」の表示があるか ・漏えい放射線防止のため、扉に隙間がないか（測定器を用いて漏えい線量測定を実施します）
歯 科 治 療 室	・適切な面積を有しているか ・他の室と明確に区画されているか
歯 科 技 工 室	・適切な面積を有しているか ・防塵・防火設備その他必要な設備が整っているか（消火用機械・石膏トラップ等）
薬 剤 師	・専属薬剤師は置かれているか（医師が3人以上常勤する診療所は専属薬剤師が必要）
消 火 設 備	・消火用の器具機械が設置されているか（設置場所確認）
清 潔 保 持	・清潔が保持されているか ・消毒設備が適切に配置されているか
廃 棄 物	・一般廃棄物と感染性廃棄物の分別が正しく行われているか（容器に適切な表示がされているか） ・委託契約がされているか（委託先確認）
広 告	・医療法に定める事項以外は広告していないか ・院外表示（診療所の名称、診療科目、診療時間等） ・院内表示（管理者の氏名、従事医師の氏名、医師の診療日及び診療時間）
防 犯 対 策	・セキュリティシステムの導入等、診療所における防犯対策がとれているか ・個人情報保護に努めているか（診療録等保管場所の施錠、PCのパスワード管理等）

【問合せ先】
〒520-0047
大津市浜大津四丁目1番1号
明日都浜大津1階
大津市保健所保健総務課医事薬事係
電話：077-522-6757